新型コロナウィルス感染症対策について（4月22日現在）

湖北みみの里

【現状】（4月21日現在）

　・「滋賀１/５ルール」提唱（4月16日）

　・厚生労働省事務連絡で新型コロナウィルス感染症拡大防止対策を図るとのこと

　・厚生労働省事務連絡で就労会計の不足に自立給付費の補充可能とのこと

【対策】

　・新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点

　・就労会計の赤字増大の防止の観点

　・「滋賀１/５ルール」提唱の観点

下記の通り対策を図りたい。

　・利用者は、毎時間帯を3回まで利用する

　・毎時間帯を利用する者は、５名まで。1日実人数→10名まで。

1日利用しないように調整する。

　・週２～３回通所者にまず、希望時間帯を聴いた後、調整します。

　例）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 曜日  時間帯 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 |
| １０：００～１２：００ |  | ③ | ⑤ | ⑦ | ⑨ |
| １３：００～  １５：００ |  | ④ | ⑥ | ⑧ | ⑩ |

　　＊４月２３日の朝礼で説明して、その日の終礼で希望時間を言ってもらうか、翌日の朝

礼で希望時間を募る。

　　＊上記のシステムは、４月２７日(月)からスタート。当面は、５月８日(金)まで。

　　　状況によって、延ばす。

　　職員体制→最低4人体制　非常勤職員→週1～２回勤務

　　事業所→祝日開所にする。（土、日曜日＝休み）職員同士の勤務日調整をする。

　　　　　　事業所の夏休みについて→開所か、閉所か検討中

【発生した場合の対策】

　　・感染者(利用者や職員)に対して、治癒するまでの間、自宅にいるように要請する。

　　・県から全部か、一部か休業の要請があった場合、応ずる。

　　・休業の要請があった場合→利用者の通所休止

　　　　　　　　　　　　　　　職員は、保健所の指示や状況に応じて対応。